

# 地域医療介護総合確保基金を活用した 事業の評価指標について

# 基金事業の評価指標の検討状況について①

総合確保方針において、国は、基金を充てて実施する事業の評価の仕組みとして、「都道府県計画に記載された目標の達成状況及び事業の実施状況についての検証を行い、都道府県に対して、推奨される事項、改善を図るべき事項等について必要な助言を行うとともに、その後のより効果的な基金の配分と事業実施に資するよう、適正な評価指標の設定等を行うものとする。」とされている。



## <基金事業の評価指標の検討>

- 総合確保方針を踏まえ、国は、基金を活用した事業を検証する必要があるとあり、各都道府県の事後評価の取組を横串の視点で確認すること等により、基金事業がより、効率的かつ効果的に実施されるようにすることが必要。
- このため、以下の視点に基づき、本年4月より、厚生労働科学研究費補助金事業での調査研究を実施。

### (1) 基金を活用して実施する事業ごとの評価

基金を活用して実施される事業について、基金の事業区分ごとに有効性・効率性の観点から、良い点、改善を図るべき点を判断するための判断軸を作成し、その判断軸に基づいた評価を行うことにより、好事例と改善を図るべき事項が明らかにできるようにすることを検討。  
(都道府県で実施している事業のうち、一定の事業を選定し、それらについての評価指標を検討。)

### (2) 医療と介護の連携に関する評価

(1)のような個別事業ごとの評価に加え、その地域における医療と介護の連携を図る評価指標を追加すること等を検討。

# 基金事業の評価指標の検討状況について②

## ＜厚生労働科学研究費補助金事業での取組＞

- 厚生労働省においては、基金事業での評価指標の作成にあたって、学術的な観点も踏まえるため、厚生労働科学研究費補助金事業での調査研究を実施。

### 1. 概要

- 研究名：医療及び介護の総合的な確保に資する基金の活用のための持続的な評価と計画への反映のあり方に関する研究
- 研究事業予定期間 H27年4月1日～H29年3月31日
- 当該年度の計画経費 6,500千円/年

### 2. 目的

- (1) 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第六条による基金の運用が、効果的・効率的に活用されるために必要な、持続的な評価の方法、それに使用される評価指標等を構築すること。
- (2) 基金による事業の選択と地域の医療・介護供給体制の関連を実証的に検討することを通じて基金による事業選択に影響を与える要因を明らかにすること。
- (3) 都道府県における「基金事業」の実施サイクルの実際を明らかにすること。

### 3. 期待される成果

- (1) 基金による事業の評価指標が(結果、プロセス、構造について)作成されること。
- (2) 都道府県の基金による事業実施のPDCAサイクルがプログラム評価の観点から明らかにされること。

#### 研究班メンバー

- ◆研究代表者 泉田信行(国立・社会保障人口問題研究所社会保障応用分析研究部長)
- ◆研究員 小野太一(国立・社会保障人口問題研究所企画部長)、川越雅弘(国立・社会保障人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長)、石川ベンジャミン光一(国立がん研究センターがん対策情報センターがん統計研究部がん医療費調査室)、野口晴子(早稲田大学政治経済学術院教授)
- ◆研究協力者 森田朗(国立・社会保障人口問題研究所 所長)
- ◆オブザーバー 厚生労働省 保険局 老健局 医政局 社会・援護局